

少年法は必要か

学籍番号：200732

氏名：齋藤栄紀

- 1 はじめに
- 2 少年法の成り立ちと現在
- 3 少年法のメリット・デメリット
- 4 世論の意見
- 5 おわりに

1 はじめに

私がこのテーマに興味を持ち、取り上げたいと思った理由は凶悪事件を犯した少年が成人と同様の刑罰で裁かれないことに疑問を持ったからである。厳密に言えば、それは少年法を理解する前の私の意見であり、その時は「凶悪事件を犯した少年が少年法で守られている」というような考え方を持っていた。現在は、少年法を学んでいく中で少年法の理念を理解し、少年法の必要性を実感している。

少年法の理念は、少年法1条に記載されており、健全育成そして非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的としている。この理念を理解している人は、少年法が必要であると主張する人が多いと思う。

では、少年法を勉強する前の私の様に、少年法をあまり理解していない一般人はどうか。これは一例ではあるが、「なんで法を守らないやつが法に守られるんだ」・「悲惨な事件なのに犯人は未成年だから少年法で守られるのか、胸糞すぎる」といった意見もある。私は、これが少年法の理念を理解していない一般の人の意見であると思う。

私は、両者の意見のどちらかが正しくて、どちらかが間違っているという風には思わない。それは、少年法の理念を知っている・知らないという観点の違いから意見が矛盾するというのは当然であるからだ。では、その少年法というのを俯瞰して見たときに少年法は本当に必要であるのか、それを検討していきたい。

2 少年法の成り立ちと現在

(1) 成り立ちと背景

少年法の必要性を検討するうえでまず理解しないといけないことは、少年法の成り立ちであると私は考える。

現在は、犯罪を犯した少年は少年法で裁かれるため、成人と区別されている。しかし、かつては少年も成人と同じ刑罰を受けていたという。そのような時代から少年に対して現在のような特別な法律が適用されるようになったのは、産業革命の時代からである。産業革命では、都市部への人口が加速し、貧困問題が多発した。その貧困により、非行や犯罪

に走る子どもが急増し、少年の犯罪への社会的な対処が必要となったのが少年法が成立した背景である。国は非行少年への適切な対象には、成人と同様に単に罰するのではなく、親のように少年と向き合い、手をかけて更生させる必要があると考えたのである。こうして大正時代に日本で最初の少年法が成立したのである¹。

現行少年法は1947年に制定された。当時は第二次大戦後の混乱期であり、食料が不足する中、生きていくために窃盗や強盗などをする孤児などの少年が激増し、また成人の犯罪に巻き込まれる事案も多く、これらの非行少年を保護し、再教育するために制定されたものであって、少年事件の解明や、犯人に刑罰を加えることを目的としたものではなかった²。

そのような背景などがあり、現行少年法は成り立っており、その後も何度か改正され今の少年法に至っている。

(2) 現在の少年

先ほど述べた少年法の成立背景には、貧困により非行や犯罪に走る子どもが急増し、少年の犯罪への社会的な対処が必要となったといったことや戦争下で食料が不足し、生きていくために窃盗や強盗などをする孤児などの少年が激増したためにその非行少年を保護するために成立したものである。つまり、少年の犯罪動機は貧困によるものがほとんどであると言える。では、現在の非行少年の犯罪動機はどのようなものであるのか、少し古いデータにはなってしまうが、平成15年版の犯罪白書では、「少年の場合は、生活費を稼いで家族を養わなければならない世帯主ではない場合が多いせいもあって、生活困窮（生活費欲しさ）の犯行や債務返済を理由とする犯行は極めて少なく、遊興費充当／小遣い欲しさの犯行が大半を占めており、数は少ないが、対象物自体の所有・消費目的、憤怒、遊び・好奇心・スリルがこれに続いている。遊興費充当／小遣い欲しさ目的に着目すると、昭和50年代から平成5年ころまでは、横ばいないし減少傾向であったが、その後増加傾向となり、14年は5年の2.1倍となっている。昭和58年と平成5年と14年とを比べた構成比を見ると、遊興費充当／小遣い欲しさを理由とするものが、54.9%、49.1%、45.8%と約半数を占めており、近年急増しつつある少年の強盗の約半数は従前と同様にやはり遊興費充当／小遣い欲しさの犯行であることが分かる³」としており、戦争下や産業革命時の窃盗や強盗と現在の窃盗や強盗の犯罪動機というのは大きく異なっていることが分かる。

こうして過去と現在を比較すると戦争下や産業革命時は食料がない中で生きるために犯罪を犯したというのが動機であり、そのような少年を保護し、教育するのが少年法の意義であった。しかし、現在の犯行動機は遊興費充当／小遣い欲しさの犯行が約半数を占め

¹[少年法とは？ 成立の背景や対象範囲・少年法改正について簡単解説 | 政治ドットコム \(say-g.com\)](#) (2023年1月15日 閲覧)

²[少年法 - 少年法の歴史と主な改正 - わかりやすく解説 Weblio 辞書](#) (2023年1月15日 閲覧)

³[平成15年版 犯罪白書 第5編/第3章/第2節/3 \(moj.go.jp\)](#) (2023年1月15日 閲覧)

ている。このように同じ法律を適用していても犯罪の背景が変わってきている。現在の犯行動機の約半数を占めている犯行動機は遊興費充当／小遣い銭欲しさの犯行の少年を教育するのは、今後そのような事を少年がしないようにするために必要な事であると思うが、戦争下や産業革命時にあった保護には当てはまらないのではないかと考える。そうであるなら少年法ではなく、刑法で少年を裁いても変わらないと考える人がいてもおかしくないと思う。

3 少年法のメリット・デメリット

(1) 少年法のメリット

では、私利私欲で犯罪を犯している少年が多くいる現在で本当に少年法が必要であるのか、少年法のメリットを挙げていきたい。

まず、1点目としてあげることができるのは、犯罪を犯した少年が更生しやすいシステムが揃っているということである。例を挙げるとするのならば、少年法61条の推知報道の禁止は、少年の氏名、年齢、職業、住居、容貌などによって犯人が誰であるかが分かるような記事・写真等の報道（推知報道）が禁止されている。また、少年院の制度によって教育を受けることができ、少年が社会に復帰しやすいシステムが整えてある。もし、少年法がなかったら少年の情報は漏れてしまい、社会に復帰しづらくなってしまう。

2点としては、少年に配慮された環境の整備を挙げることができる。先ほど述べた少年院の制度もその一つとして挙げられるが、それだけではなく少年法3条のように家庭裁判所による審判を行うといったことも少年の配慮であるといえる。少年、少数の裁判官、弁護士、親族だけで執り行うことによって周りの目を気にしたり、委縮したりせず少年がありのままのことを話せる環境を整えているといった制度であり、少年の心情に寄り添った環境の整備であるといえる。

そういった面を考えると少年法はまだ可塑性がある少年にとって必要であると考えることができる。

(2) 少年法のデメリット

可塑性のある少年にとって少年法は必要であるという意見がある一方で、少年法を廃止すべきと考える人はどのような点に着目してそのような意見を持っているのだろうか、少年法のデメリットを挙げていきたい。

少年法を廃止すべきと考えるほとんどの人が少年法51条の文言であると思う。少年法51条は「罪を犯すとき十八歳に満たない者に対しては、死刑をもって処断すべきときは、無期徒刑を科する。罪を犯すとき十八歳に満たない者に対しては、無期徒刑をもって処断すべきときであっても、有期の懲役又は禁錮を科することができる。この場合において、その刑は、十年以上二十年以下において言い渡す。」としており、凶悪な犯罪を犯しても刑が大人より基本的には軽くなるとされている。この51条によって、凶悪な犯罪を犯しても死刑や無期徒刑にならずに出所し生きている人がいるため、少年法を廃止すべきと考える人がいるのだと思う。

他にデメリットを挙げるとすれば、少年法61条の推知報道を挙げることができる。こ

これはメリットの時に挙げた条文であり、少年の氏名、年齢、職業、住居、容貌などによって犯人が誰であるかが分かるような記事・写真等の報道（推知報道）が禁止されているといった文言であるが、これがデメリットになるという側面もある。先ほどは少年が社会復帰しやすいからという点でメリットとして挙げたが、それを逆の側面から見てみると世論の人は事件を犯した少年の顔や名前を知らないということになる。それは知る権利の侵害ではないかという意見もあり、推知報道をすべきといった意見もある。また、出所した少年が普通に生活できる環境を作るとはとても大事であるが、いい方はよくないが気づかぬうちに元犯罪少年と同じ職場で働いていたということもあり得るということである。

こう考えると必要な部分がありつつもそれだけで片づけることができないということが分かる。

4 世論の意見

これまで、少年法の成り立ちから現在の少年法、少年法のメリット・デメリットなどを色々検討してきたが、世論の意見というものは実際にどういったものであるのか、検討していきたい。

あるサイトでは、「全国20～60代の男女1537名を対象に調査したところ、全体の63.9%が少年犯罪への刑罰は軽すぎると回答した。年齢ゆえの線引きに、多くの人は納得していないようだ」としており、厳罰化を求める意見が多くみられた⁴。

他の調査の中では、厳罰化は再発防止などに効果があるのかという質問に対して「効果がある」は78.0%で、「あまり効果はない」の22.0%を大きく上回った。効果があるとした人の意見の中には、「見せしめのためにも厳しくすべきだ」という意見などがあり、逆にあまり効果がないとする人は、「衝動的な犯罪も散見され、厳罰化をしてもさほどの抑止効果があるか否かは疑問⁵」という意見であった。

このように見ると世論の意見では、現在の少年法をより厳罰化すべきという意見が目立ち、現在の少年法に納得している人が少なく感じた。

5 おわりに

結論からすると、少年から見た観点と世間の意見では観点が違うため、0か100かで有無を判断することはできないと思った。どちらかを決めろと言われたら結果的には、私は非行少年の更生のために少年法が必要であると答える。可塑性がある少年を更生させるシステムというのは必要であり、その点においては少年法は非常に素晴らしい役割を担っていると私は思う。しかし、犯罪の背景・動機が変わってきている今、凶悪犯罪を犯した少年はもう少し厳罰化すべきであるというのが私の意見である。

⁴ [「加害者が少年でも厳しく裁くべき」 家族を目の前で轢き殺された父親の叫び - Page 2 - Sirabee](#) (2023年1月15日 閲覧)

⁵ [少年厳罰化、再発防止「効果ある」78%: 日本経済新聞 \(nikkei.com\)](#) (2023年1月15日 閲覧)